

白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係及び第19条関係

改正に伴う所要の文言整理を行う。

(2) 第20条関係

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態を第1号部分休業とし、その承認単位等を定める。

(3) 第20条の2関係

育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内（10日相当）で一日の勤務時間の全部について勤務しない場合の部分休業を第2号部分休業とし、その承認単位等を定める。

(4) 第20条の3関係

育児休業法第19条第2項の「条例で定める1年の期間」を定める。

(5) 第20条の4関係

育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内の時間（10日相当）について定める。

(6) 第20条の5関係

部分休業を申し出た職員が内容の変更をすることができる特別の事情を定める。

(7) 第21条関係

部分休業をしている職員の給与の取扱いについて改正に伴う文言整理を行う。

(8) 第22条関係

部分休業の承認の取消事由として「特別の事情が生じたことにより、職員が部分休業の申出内容を変更したとき」を加える旨を定める。

3 施行期日

(1) 附則第 1 条関係（施行期日）

施行期日は、令和 7 年 1 0 月 1 日とする。

(2) 附則第 2 条関係（経過措置）

本条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第 2 0 条の 4 の規程の適用については、「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、「1 0」とあるのは「5」とする旨を定める。